

# 中之島地下街避難確保・浸水防止計画

平成 19 年 3 月 13 日 制定

平成 26 年 3 月 7 日 一部改正

株式会社朝日ビルディング

はじめに

中之島地下街においては、大雨降雨時における淀川堤防決壊による外水氾濫及び中之島周辺地区における集中豪雨による内水氾濫並びに南海トラフを震源とする地震発生による現行の想定を上回る津波が大阪湾沿岸へ襲来することも予想される。

これらによる洪水や津波被害を軽減するための避難確保・浸水防止計画策定に当たっては、災害対応の実効性を確保するため、淀川の堤防決壊による外水氾濫及び地震による津波に対しては、地下街利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を最優先する計画とし、また、集中豪雨等による内水氾濫に対しては効果的な避難誘導の体制を図りつつ浸水防止対策に努める計画とした。

## 第 1 部 総則

### 1 計画の方針

#### (1) 計画の目的

この計画は、水防法第 15 条の 2 第 1 項に基づき「中之島地下街」の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水防止を図ることを目的とすること並びに公表されている南海トラフを震源とする地震に伴う想定を上回る津波襲来時における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

#### (2) 計画の修正

この計画の修正は、軽微な事項については(株)朝日ビルディング、もしくは場合により関係者協議のうえ決定するものとし、経費を必要とするなど重要な事項については、権原を有する者の協議のうえ決定するものとする。

### 2 計画の対象範囲

#### (1) 大阪中之島地区地下空間の範囲

この計画の対象区域は、中之島地下街及び中之島地下街に接続する中之島フェスティバルタワーにより構成される区域（以下「中之島地下街等区域」という）とする。（別図 1）

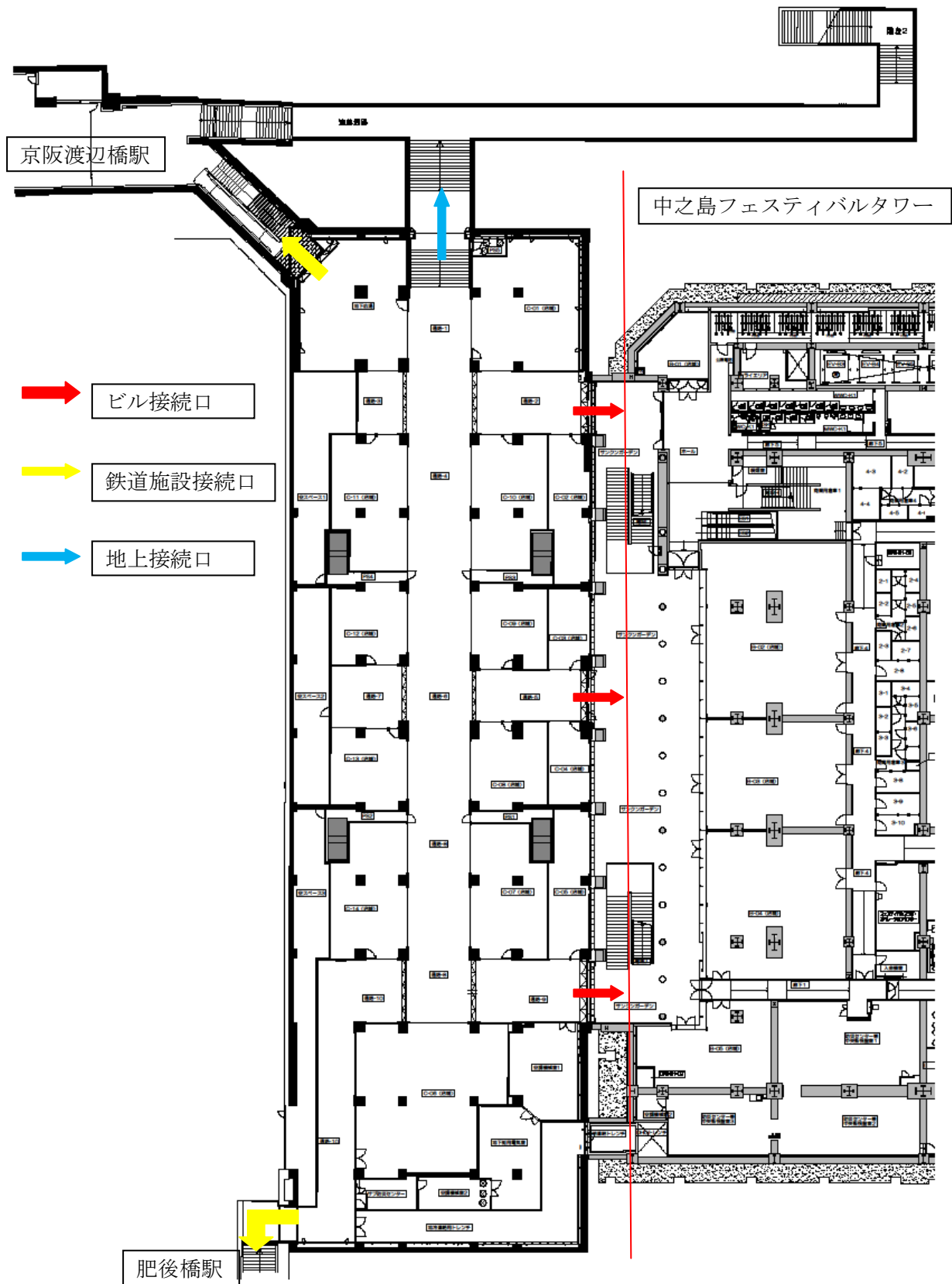
#### (2) 接続ビルの状況

施設名	出入口数	敷地面積	延面積	地階	地上階
中之島フェスティバルタワー	3	8,153.05 m <sup>2</sup>	146,212.00 m <sup>2</sup>	3	39

### 3 計画の適用範囲

この計画は、中之島地下街等区域内の施設に勤務し又は施設を利用するすべての者に適用するものとする。

(別図1) 中之島地下街等区域図



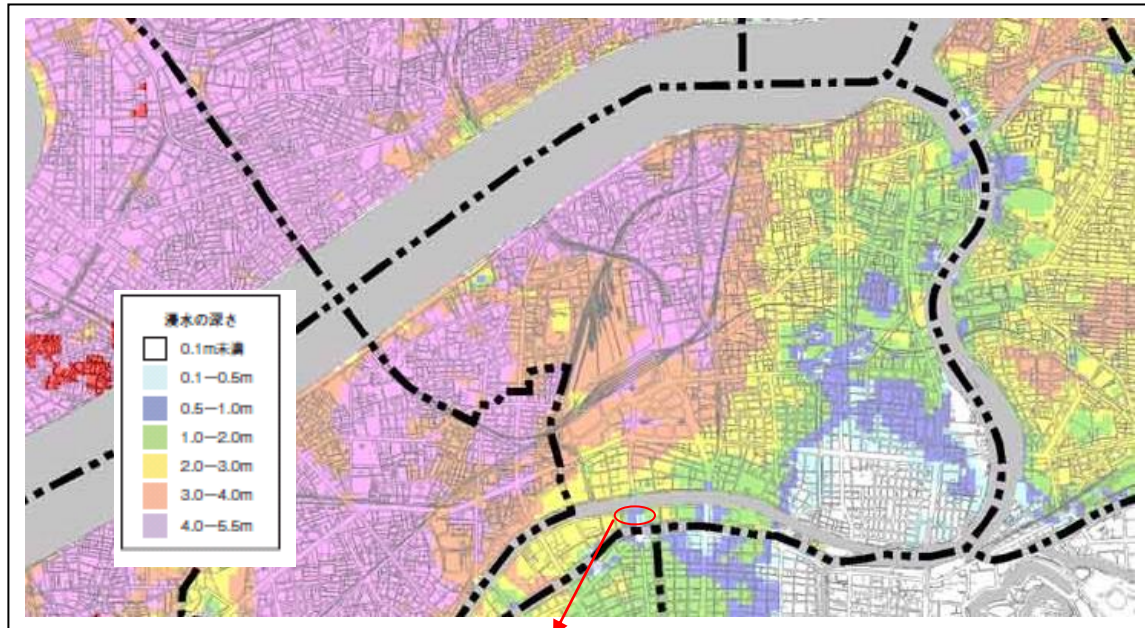
4 災害の想定

本計画で対象とする災害は、淀川決壊に伴う外水氾濫、集中豪雨による内水氾濫並びに南海トラフ

を震源とする地震発生に伴う津波災害とする。洪水による浸水想定については、平成14年6月に国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所が指定・公表した浸水想定区域を基本とする。また、津波災害については、平成25年8月に大阪府が公表した南海トラフ巨大地震による大阪府域の津波浸水想定によると、中之島地下街等区域は浸水予測エリアには入っていないところであるが、想定を超える津波による浸水に備え当該計画を策定するものである。

浸水想定区域図を次に示す。

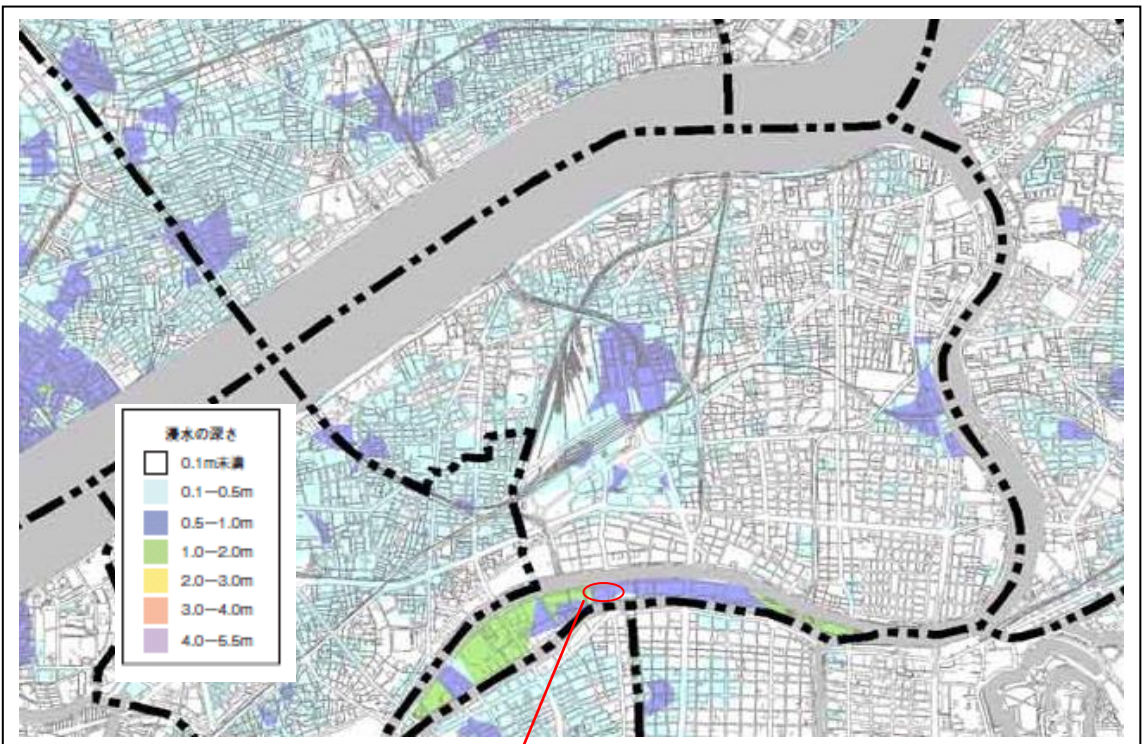
別図2



中之島地下街

(淀川浸水想定区域図)

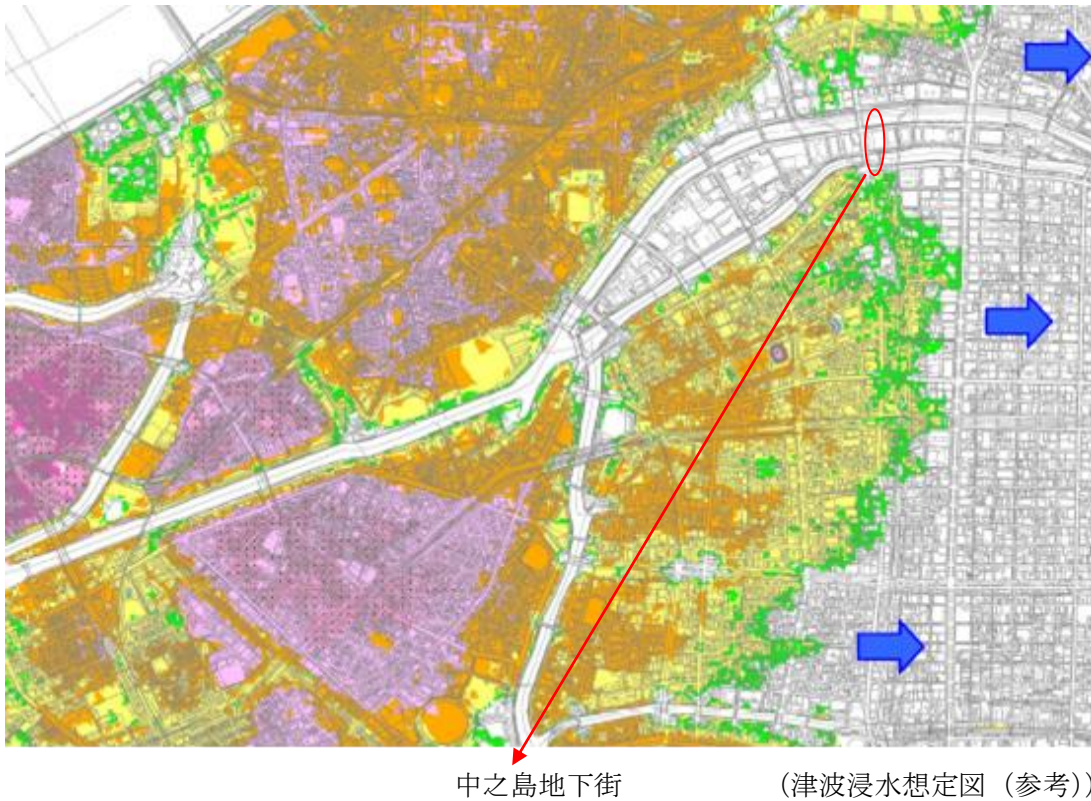
別図3



中之島地下街

(内水氾濫浸水想定区域図)

別図 4



## 第 2 部 自衛水防組織

### 1 自衛水防組織の編成

管理権原者は、河川決壊による外水氾濫、集中豪雨による内水氾濫さらに南海トラフを震源とする地震発生に伴う津波襲来による災害時において、中之島地下街等区域の利用者の円滑かつ迅速な避難確保及び浸水防止を迅速かつ適切に実施するため、次により自衛水防組織（自衛水防隊）を編成する。

- (1) 自衛水防組織には、統括管理者を置く。
  - ア 統括管理者（自衛水防隊長）は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
  - イ 統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
- (2) 管理権原者は統括管理者の代行者を定め、当該代行者に、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。
- (3) 自衛水防組織に班を置く。
  - ア 班は、指揮・情報伝達班、作業班、避難誘導班及び救出救護班とし、各班に班長を置く。
  - イ 各班の任務は別図 5 のとおりとする。
  - ウ 中之島フェスティバルタワー防災センター（以下「防災センター」という。）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

### 2 自衛水防組織の運用

- (1) 管理権原者は、効果的な組織編成に努め、必要な人員の確保及び各班員にその任務の徹底を図るものとする。
- (2) 特に、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが困難な場合

は、管理権原者は近隣在住の従業員の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

(3) 管理権原者は災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員の非常参集計画を定めるものとする。

### 3 自衛水防組織の装備

- (1) 自衛水防組織に別表1（防水板・資機材等保管場所等一覧）のとおり装備品を整備する。
- (2) 装備品は所定の場所に保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

### 4 自衛水防組織の活動

自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき、互いに連携しその任務を遂行しなければならない。

### 5 自衛水防組織の研修・訓練

統括管理者は、外水氾濫、内水氾濫及び津波による災害が発生した場合、迅速かつ的確に所定の行動ができるよう次により研修・訓練を実施する。

#### (1) 研修

中之島地下街消防計画に定める研修計画に基づき、定期的に水防に関する研修を実施する。

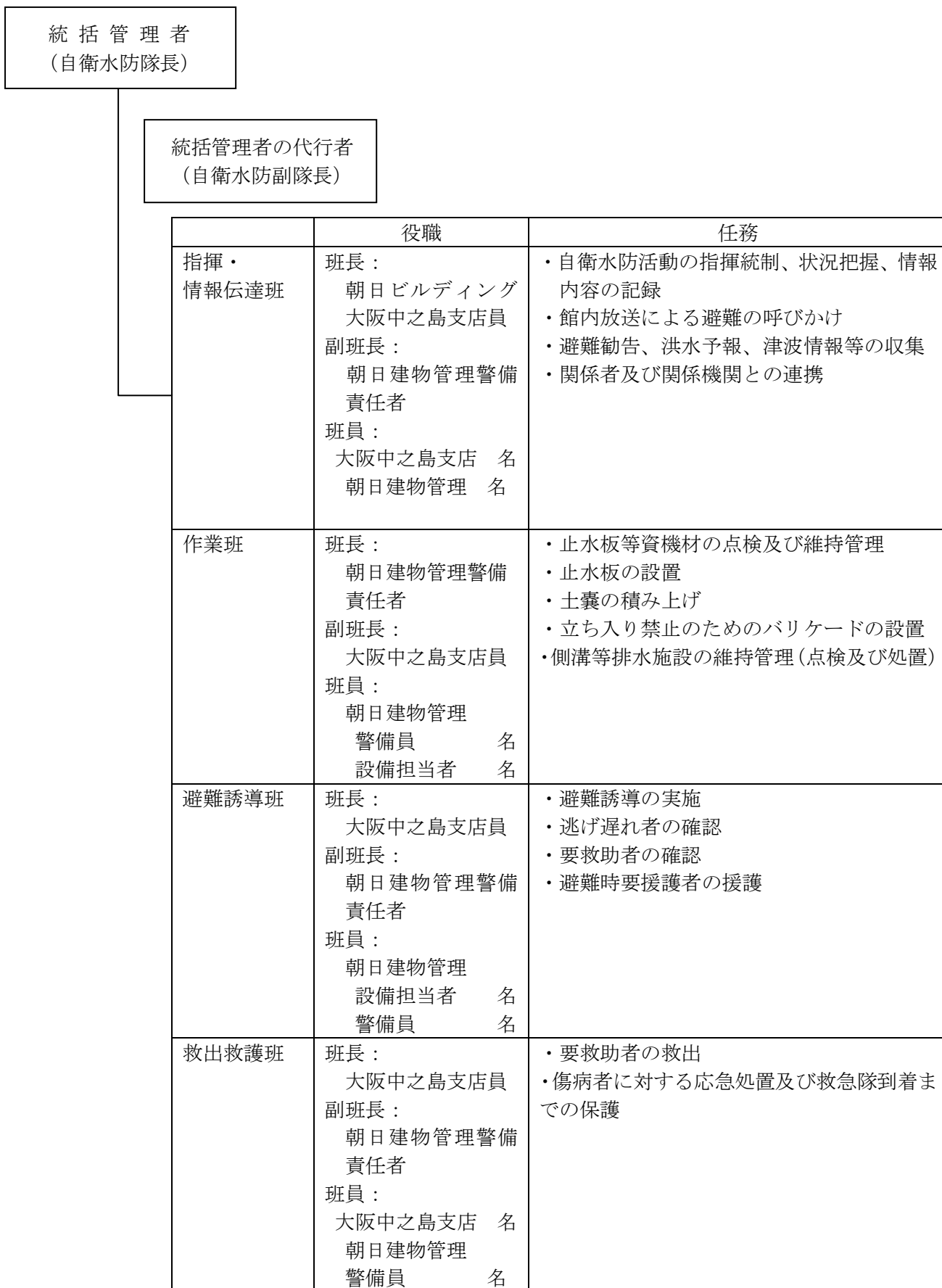
#### (2) 訓練

浸水想定事象に備え第6部に定める定期的実施する防災教育・訓練に参加する。

別表1（防水板・資機材等保管場所等一覧）

品名	数量	保管場所	備考
防水板	1	中之島フェスティバルタワー 1階倉庫	
土 嚢	300	同 上	
バール等救助工具セ ット	3	中之島フェスティバルタワー 14階倉庫	プラスチックケース入り
担架	3	同 上	布担架（金属ケース入り）
ランタンライト	164	同 上	
防水ライト	28	同 上	
多機能ラジオ	28	同 上	
ハンドメガホン	4	同 上	
ポータブル発電機	2	同 上	
灯光器	2	同 上	
コードリール	4	同 上	
アルカリ乾電池単2	500	同 上	

別図5 自衛水防組織編成と任務



## 第3部 応急対策計画

### 1 防災体制

#### (1) 現地緊急対策室の設置

中之島地下街等区域において、河川氾濫、集中豪雨及び津波による浸水被害が発生し、あるいは発生する恐れがある場合、または近畿地方整備局から洪水予報、もしくは気象庁から大阪府沿岸に津波警報が発表された場合に現地緊急対策室（以下「対策室」と呼ぶ。）を設置する。

対策室に現地緊急対策室長（以下「対策室長」という。）及び現地緊急対策室副室長（以下「対策室副室長」という。）を設置する。対策室長は株式会社朝日ビルディング関西支社長とし、対策室副室長は自衛水防組織の統括管理者（自衛水防隊長）である関西支社大阪中之島支店長とする。対策室構成員は次のとおりとし、対策室各班は自衛水防隊の各班がこれにあたる。

また、対策室長は気象状況等から判断し、必要と認めた場合は対策室を設置する。

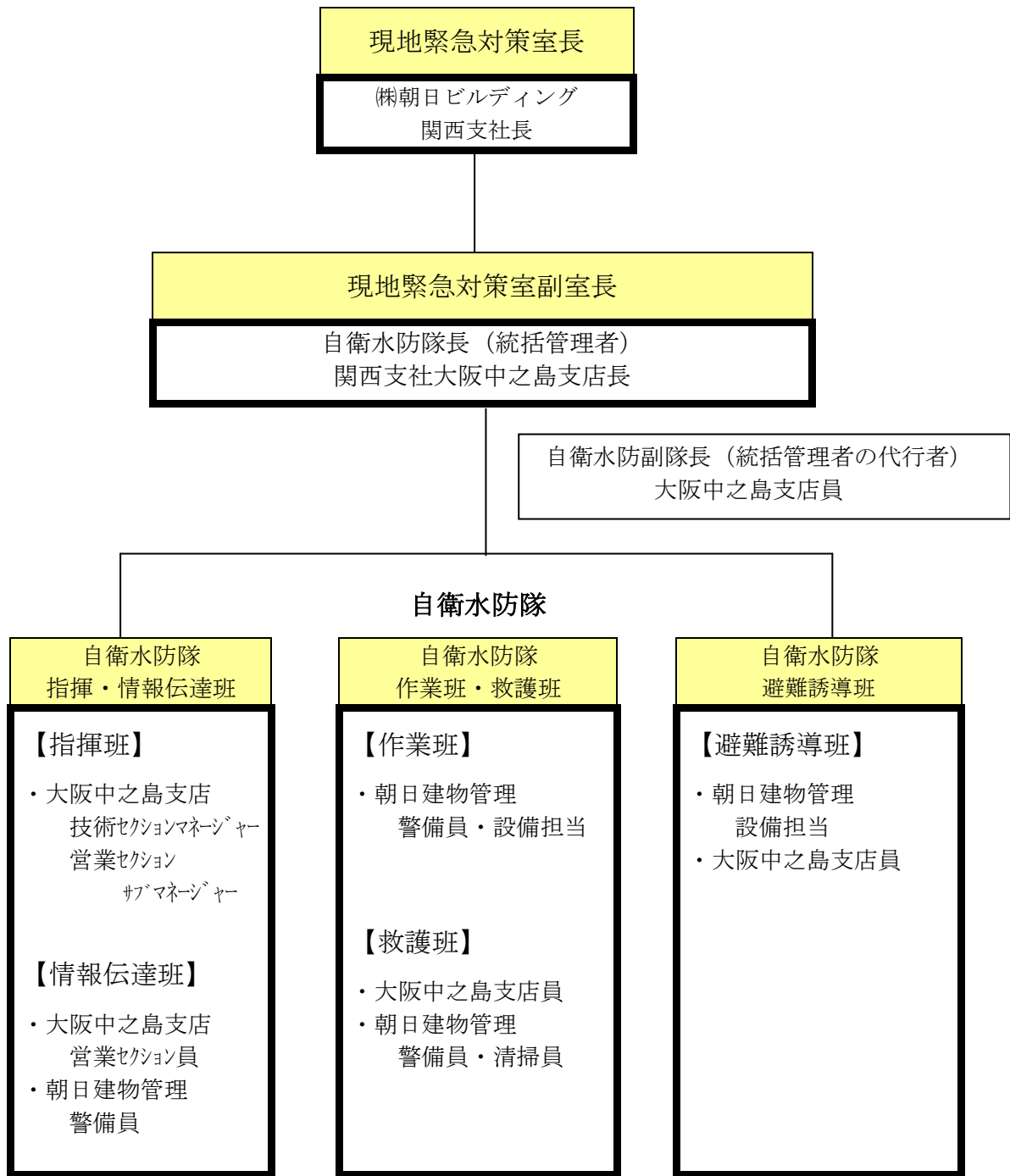
(別表2)

現 地 緊 急 対 策 室 構 成 員		
会 社 名	担 当 者	不 在 時
株式会社朝日ビルディング	関西支社大阪中之島支店員	・朝日建物管理 防災センター担当者 (警備担当、設備担当)
朝日建物管理株式会社	防災センター担当者 (警備担当、設備担当)	常時勤務



(2) 現地緊急対策室の体制表

現地緊急対策室



(3) 対策室設置場所

対策室は、中之島フェスティバルタワー16階の株式会社朝日ビルディング関西支社に設置し、対策室長が統括管理する。また、現地指揮所を防災センターに設置し、自衛水防隊長が統括・管理する。

ただし、現地指揮所は、津波が大阪港到達30分前をもって中之島フェスティバルタワーの2階以上の階に移動させる。

(4) 対策室の解散

水害の危険が解消されたと認められたとき、あるいは水害の発生による応急対策が完了したと認められたときに解散する。

2 対策室の任務

対策室の具体的な任務は次のとおりとする。ただし、隣接する中之島フェスティバルタワーにおける避難誘導・警戒活動・救護活動については、当該ビルの消防計画に基づき任務を遂行するものとする。

別表3 現地対策室任務表

現 地 緊 急 対 策 室 任 務 表	
組 織	任 務
対 策 室 長	現地対策の総合指揮・動員計画（社員の非常呼び出しを含む） 情報収集・伝達・警戒活動・避難勧告・指示、誘導などの判断
対策室副室長	対策室長の補佐、対策室の管理、検査
指揮・情報伝達班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種情報主伝達の拠点</li> <li>○ 気象、洪水情報及び津波情報の収集伝達</li> <li>○ 関係機関への情報連絡</li> <li>○ 建設会社などへの応援要請の連絡</li> <li>○ 隣接地下道管理者との情報連絡</li> <li>○ 報道機関対応、その他広報全般</li> <li>○ 休日、夜間の緊急連絡</li> <li>○ 他の班及び本社への応援連絡</li> <li>○ 応援者などの現地対応</li> <li>○ 駐車場の営業時間変更及び閉鎖等の検討</li> <li>○ 管理シャッター開閉の検討</li> <li>○ 営業時間等の変更及びテナントへの連絡</li> <li>○ 館内放送による情報提供及び連絡</li> <li>○ 非常放送による避難誘導</li> <li>○ 中之島フェスティバルタワーへの連絡</li> </ul>
作 業 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水防用資器材の準備</li> <li>○ 浸水被害発生予想箇所及びその周辺の巡回調査</li> <li>○ 電気施設、機械施設、排水ポンプの点検と処置</li> <li>○ 排水溝の点検と処置</li> <li>○ 地上施設の点検と処置</li> <li>○ 浸水予想箇所の止水板の設置、土嚢積み上げ</li> <li>○ 地下街への進入防止</li> <li>○ 被害発生箇所の応急処置</li> <li>○ 店舗への浸水及び漏水処置</li> <li>○ 対策室への状況報告</li> <li>○ 水害現場の写真撮影</li> </ul>
救 護 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害要援護者の介助</li> <li>○ 傷病者の応急処置</li> <li>○ 消防隊到着までの傷病者の保護</li> </ul>
避 難 誘 導 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者への口頭連絡</li> <li>○ 避難口への誘導</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者中之島フェスティバルタワー3階以上の階への誘導</li> <li>○ 自力避難困難者に対する避難援護</li> </ul>
--	---

### 3 情報収集体制

対策室の勤務者は、下記の手法により情報を収集する。

#### (1) 浸水危険性の把握

次により随時、気象情報、河川情報、避難状況の情報を把握する。

ア 建設局河川課からの洪水予報及び危機管理室からの避難勧告は、ファックスで中之島地下街（朝日ビルディング関西支社）に伝達されるので、これにより確認し、現地指揮所（防災センター）に情報の伝達を行うものとする。

イ 気象情報については、関係機関が開設するインターネットホームページなどにより情報を収集する。

##### ○ 気象情報

大阪市建設局・・・「大阪市降雨情報」

ホームページアドレス

[<http://kensetu.ame.city.osaka.lg.jp/aweb/kensetu.jsp>]

##### ○ 気象情報・河川情報

国土交通省・・・「防災情報提供センター」

ホームページアドレス [<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>]

ウ 浸水危険については、情報に基づき道路の冠水状態等巡回を行い、目視により浸水危険を判断する。

エ テレビ及びラジオにより情報を確認する。

#### (2) 津波危険性の把握

ア 地震発生直後から、気象庁発表の津波情報をテレビ、ラジオ及びインターネットにより収集する。

イ 関西支社は危機管理室からの津波情報、避難勧告情報を受け現地指揮所へ伝達する。

#### (3) 中之島地下街等区域内利用状況の把握

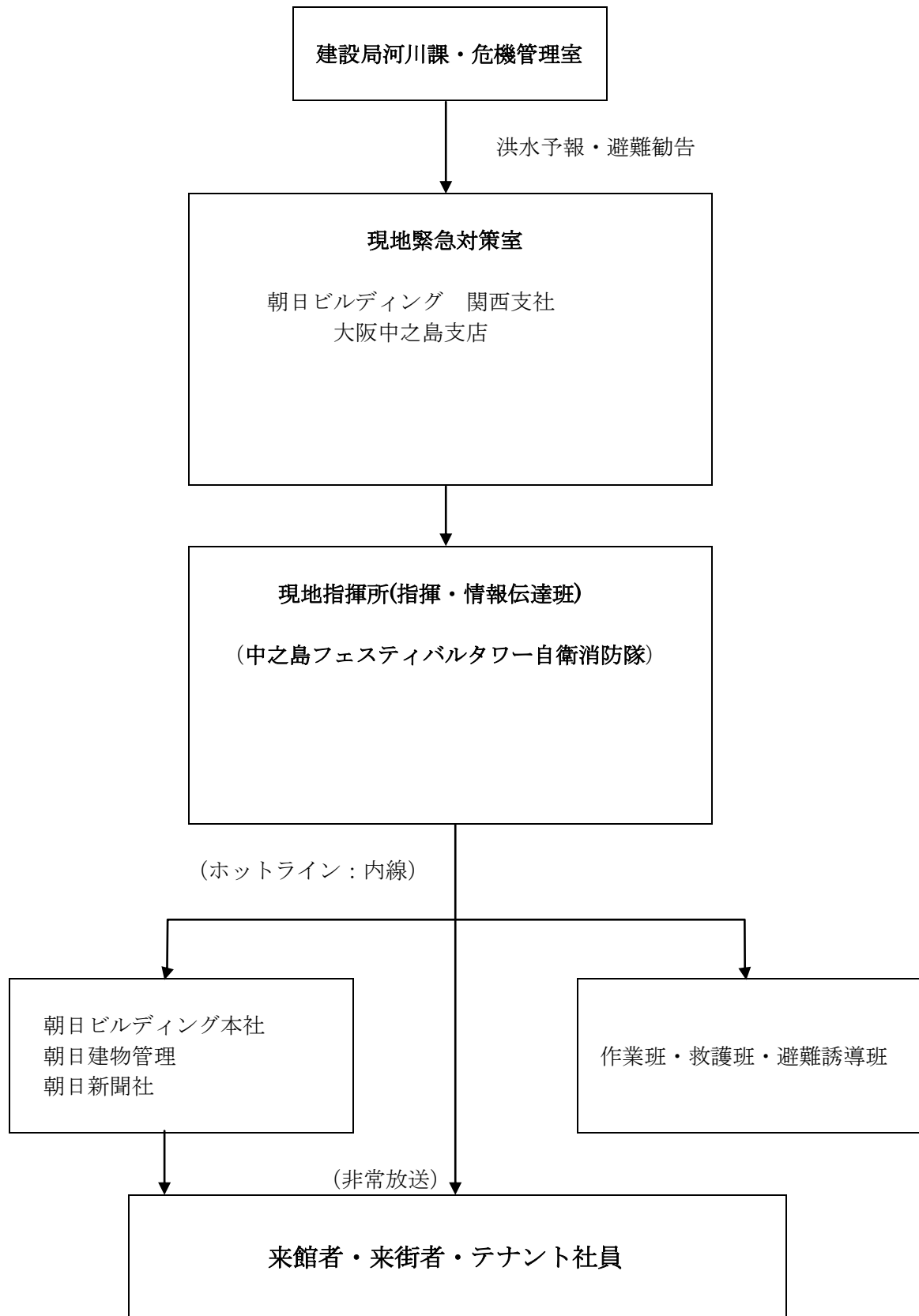
次により随時、建物内外部の状況を把握する。

ア CCTVのモニターにより確認する。（現地指揮所（防災センター））

イ 防災センター員が巡回し状況を把握する。

#### 4 情報伝達体制

(1) 指揮・情報伝達班は下記フローに基づき情報伝達を確実に行う。



(2) 防災機関等への緊急連絡表は、別表4. のとおりする。

別表4. 官公庁等リスト (救急病院・警察・消防署・市役所・電話・ガス・電力・上下水道)

官公庁等名称	電話番号
警察署(刑事事件緊急ダイヤル)	
大阪府警天満警察署	
消防署(火災・救急車緊急ダイヤル)	
北消防署	
大阪市役所	
大阪市北区役所	
大阪市危機管理室	
天満労働基準監督署	
北区保健福祉センター	
北野病院	
行岡病院	
中央急病診療所(内・小児・眼・耳鼻咽喉)	
住友病院	
大阪市救急情報サービス	
関西電力 新曽根崎制御所	
経済産業局電力安全課	
大阪ガス ガス漏れ	
大阪ガス 保全	
大阪市水道局	
竹中工務店 大阪本店	
大阪本店FM部	
地下鉄肥後橋駅	
大阪市交通局	
JR西日本お客様センター	
京阪渡辺橋駅	

5 警戒活動

(1) 外水氾濫、内水氾濫の場合

中之島地下街等区域における浸水被害を防止するため、通常業務の一部もしくは全部を停止し、中之島地下街等区域全体で対処することとし、警戒活動に対する配備体制は被害危険度により次の3段階とする。

ア 警戒配備体制

警 戒 配 備 表			
配 備	態 勢	発 令 時 間	配 備 人 員
第 1	注 意	大阪管区气象台から大阪市に大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれかが発表された場合	防災センター勤務員 (警備、設備担当)
第 2	警 戒	水害の発生のおそれがある場合	防災センター勤務員 +作業班
第 3	非 常	全市にわたり浸水被害、または洪水氾濫等で甚大な被害が発生した場合で関係機関に応援要請が必要な場合	参集可能な者全員

イ 警戒活動内容

警 戒 活 動 内 容		
態勢	対策室等の対応	現地指揮所の対応
注意	<p>勤務時間内においては、防災センター勤務員が中心となり資器材の点検及び準備を行うとともに朝日新聞社、朝日建物管理に内線で連絡を行う。</p> <p>状況に応じ現地指揮所に対し、以下について指示する。</p> <p>① 土嚢、防水板等を活用して、浸水が予想される箇所への対応準備を指示する。</p> <p>② 監視カメラのモニター画面で地上部を監視できるものは、地上に固定し、随時降雨状況等の情報収集を指示する。</p> <p>対策室（防災センター）は中之島フェスティバルタワーとの情報交換を適宜実施する。</p> <p>○ 夜間、休日においては、次による。</p> <p>防災センターの当直責任者は自衛水防隊長に状況を報告する。</p> <p>自衛水防隊長は現地指揮所に対し、自衛水防隊各班長に状況を連絡し、参集の準備をさせるよう指示する。</p>	<p>対策室からの指示を受け、作業班は、資器材の点検をするとともに、状況に応じ土嚢、防水板等で浸水予想箇所への対応を準備する。</p> <p>情報伝達班は監視カメラによる監視、巡回等により情報収集を行い、適宜対策室に情報連絡を行う。</p> <p>○ 夜間、休日に自衛水防隊長から参集準備等の連絡の指示を受けた場合は、直ちに関係者に連絡をする。</p>

警戒	<p>勤務時間内においては、本社および大阪中之島支店及び朝日建物管理が対応することとし、テナント勤務者にも協力を要請する。</p> <p>現地指揮所に対し、以下について指示する。</p> <p>① 浸水予測箇所に土嚢や防水板の設置及び水防資機材を活用し浸水防止作業を指示する。</p> <p>② 中之島地下街区域の主要な出入口及びサンクンガーデンに、随時監視員を配置するとともに、道路及び側溝の流水状況等並びにサンクンガーデンの排水状況を監視させ、その状況を随時対策室に報告させる。</p> <p>○夜間、休日にあつては次による。 対策室長等は、非常呼び出し一覧表に基づき関係者に浸水被害の状況を連絡する。 連絡を受けた者は、勤めて参集するものとする。</p>	<p>指揮・情報伝達班は朝日ビルディング本社員に対し協力を要請する。</p> <p>作業班は防水板及び土嚢等を浸水予測箇所に設置するなど浸水防止作業を実施する。</p> <p>止水作業に当たる作業班長は、浸水状況、止水作業状況、作業人員等について対策室に報告する</p> <p>情報伝達班は随時主要な出入口周辺の道路状況等及びサンクンガーデンの状況を監視し対策室に報告する。</p> <p>浸水（漏水）の発生しているテナントの営業継続の可否については店長等責任者の判断にゆだねることとする。</p>
非常	<p>勤務時間内においては、朝日ビルディング及び地下街管理会社社員全員及びテナント勤務者の協力のもとに、現地指揮所各班に下記の事項を指示する。</p> <p>① 中之島地下街等区域の在館者に対し、非常放送により安全な避難場所への避難誘導を指示する。</p> <p>② 中之島地下街及び中之島フェスティバルタワーの2階以下の階の避難誘導は、避難誘導班が直接避難誘導し、逃げ遅れの有無を確認する。</p> <p>③ 避難場所については、中之島地下街および中之島フェスティバルタワー消防計画に基づき中之島フェスティバルタワー2階以上の階とする。</p> <p>○ 夜間、休日にあつては、次による。 警戒態勢時に連絡を受けた関係者はもとよりその他必要と認められる関係者に参集を指示する。</p>	<p>営業時間中に非常配備体制が発令された場合は、その時点をもって全店閉店とする。</p> <p>情報伝達班は非常放送で利用者等に対し中之島フェスティバルタワーの2階以上に避難するよう非常放送する。</p> <p>避難誘導班は各店舗等に逃げ遅れ者がいないことを確認し、避難が完了したことを確認した場合は店舗等閉鎖するよう指示する。</p> <p>また、中之島地下街及び中之島フェスティバルタワー地下階への出入口に立ち入り禁止のバリケードを設置するとともに警備員を配置し、立ち入りを禁止する。</p>

(2) 津波襲来の場合

中之島地下街等区域における津波被害を防止するため、通常業務の一部もしくは全部を停止し、

中之島地下街区域等全体で対処することとし、警戒活動に対する配備体制は被害危険度により次の3段階とする。

第1・第2警戒配備体制においては安全で円滑かつ効率的な避難誘導に重点を置いた活動とする。そのため地震・津波情報の適切な収集に努め、避難誘導情報、避難経路等を来街者等に確実に伝達するとともに逃げ遅れ等のないよう避難誘導に全力をあげて対処するものとする。

第3配備体制においては、地下街及び中之島フェスティバルタワー1階以下に滞在する者全員を確実に中之島フェスティバルタワー2階以上に避難誘導することとし、逃げ遅れの確認の徹底を図るとともに、中之島地下街及び中之島フェスティバルタワー1階部分以下への立ち入りを禁止する措置をとる。

なお、1階以下で活動する各班の班員に対しては、津波が大阪港に到達する30分前に2階への避難を指示し班員の安全を確保する。

ア 警戒配備体制

警 戒 配 備 表			
配 備	態 勢	発 令 時 間	配 備 人 員
第1	注 意	気象庁から大阪府に津波注意報が発令された場合	防災センター
第2	警 戒	気象庁から大阪府に津波警報が発令された場合	防災センター +作業班
第3	非 常	気象庁から大阪府に大津波警報が発令された場合	参集可能な者全員

イ 警戒活動内容

警戒活動については、来街者等の避難誘導を最優先した警戒活動を実施する。

警 戒 活 動 内 容		
態勢	対 策 室 の 対 応	現地指揮所・作業班の対応
注意	<p>勤務時間内においては、防災センター勤務員による監視カメラ及び巡回等による監視を行う。 現地指揮所に対し次のとおり指示する。</p> <p>① 大阪湾沿岸に津波注意報が発令された旨の放送を実施する。</p> <p>② 津波の規模、到達予測時間等の情報を収集する。</p> <p>③ 中之島フェスティバルタワーとの情報交換を適宜実施するとともに、監視カメラのモニター画面で中之島地下街等区域の状況を把握しておく。</p> <p>○ 夜間、休日においては、次による。 防災センター当直責任者は自衛水防隊長（自衛消防隊長）に状況を連絡する。</p> <p>○ 自衛水防隊長は、現地指揮所に対し自衛水防隊の各班長に状況を連絡し、参集準備するよう指示する。</p>	<p>防災センター勤務員は監視カメラでの確認、巡回等により中之島地下街等区域の状況を把握する。 津波注意報が発令された旨の館内放送を行う。（内容別記） テレビ、ラジオ等で津波情報の収集に努める。</p> <p>○ 夜間、休日に自衛水防隊長からの指示を受けた場合は、直ちに関係者に連絡をする。</p>
警戒	<p>勤務時間内においては、現地指揮所に監視の強化及び浸水防止対策の準備をする。</p>	<p>指揮・情報伝達班は、朝日ビルディング本社員にも津波警</p>



	<p>現地指揮所に対し次のとおり指示する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 大阪湾沿岸に津波警報が発令された旨の放送を実施する。</li> <li>② 作業班は浸水防止対策の準備を実施する。</li> <li>③ 監視の強化及び情報収集</li> <li>④ 本社および大阪中之島支店が対応することとし、本社に協力を要請する。</li> </ol> <p>○夜間、休日にあつては次による。 連絡を受けた対策室長等は、非常呼び出し一覧表に基づき関係者に津波警報が発令された旨連絡する。 連絡を受けた者は、勤めて参集すること。</p>	<p>戒について協力を要請する。 指揮・情報伝達班は津波警報が発令された旨の館内放送を行う。(内容別記) 作業班は防水板の設置、土嚢の積み上げなどによる浸水防止の準備作業を行う。</p> <p>テナントの営業については、津波警報が発令されたことから、今後の情報に注意し、避難準備をお願いする。</p>
非常	<p>勤務時間内においては、朝日ビルディング及び地下街管理会社全員及びテナント社員の協力のもとに、現地指揮所及び各班に次の作業を実施するよう指示する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 中之島地下街等区域の在館者に非常放送により安全な避難場所への避難を指示する。</li> <li>② 中之島地下街及び中之島フェスティバルタワーの1階以下の階においては避難誘導班が直接避難誘導し逃げ遅れの有無を確認する。</li> <li>③ 1階以下で活動する各班に対しては、津波が大阪港に到着する30分前に2階に設置した現地指揮所へ避難指示する。</li> <li>④ 避難場所については、中之島地下街および中之島フェスティバルタワー消防計画に基づき中之島フェスティバルタワー2階以上の階とする。</li> </ol> <p>○夜間、休日にあつては、次による。 警戒態勢時に連絡を受けた関係者はもとよりその他必要と認められる関係者全員に参集を指示する。</p>	<p>営業時間中に非常態勢が発令された場合は、その時点をもって全店閉店とする。 指揮・情報伝達班は大津波警報が発令された旨を館内放送する。(内容別記) 避難誘導班を中心に各店舗の逃げ遅れがないことを確認し、避難が確認できた場合は店舗等閉鎖するよう指示する。 避難誘導班及び作業班は、中之島地下街及び中之島フェスティバルタワー地下階への出入口に進入禁止のバリケードを設置するとともに警戒員を配置する。 地下街及び中之島フェスティバルタワーの1階以下で活動する各班の隊員は津波が大阪港に到着する30分前に中之島フェスティバルタワー2階に避難する。</p>

## 6 避難誘導

### (1) 避難の原則

周辺道路が冠水し、出入り口や接続地下歩道等から多量の雨水の流入が予測されるとき、または、流入したとき、もしくは地震に伴う津波警報が発令された場合は、来街者の避難を最優先させなければならない。

中之島地下街等区域では、浸水に対して安全な場所として、隣接する中之島フェスティバルタワーの2階以上の階を設定し、来街者等の避難誘導を行う。

原則として避難はエレベーター等の使用を禁止するが、車いす等により中之島地下街等区域を利用されている方々に対しては、避難の補助をすることとし、場合によってはエレベーターを有効活用する。

(2) 避難時期

非常態勢が発令された場合又は市から避難勧告が発令された場合、すみやかに非常放送により従業員、来街者に避難を指示する。

(3) 発令時の行動

担当	内容	行 動 内 容
情報伝達班（防災センター）		<ul style="list-style-type: none"><li>* 館内放送により避難の呼びかけを行う。</li><li>* 各エレベーター・エスカレーター停止の呼びかけを行う。</li><li>* 災害状況の案内を行う。</li></ul>
避難誘導班		<ul style="list-style-type: none"><li>* 各エレベーター・エスカレーター前に担当者を配置する。</li><li>* 避難に援護が必要な者に対しては避難補助し、状況に応じてエレベーターを有効に活用する。</li><li>* 口頭により、他の従業員やテナントスタッフに対応を促す。</li><li>* 現地での避難誘導の指揮を執る。</li></ul>
その他の従業員		<ul style="list-style-type: none"><li>* 担当者は火元閉鎖を行う。</li><li>* 担当者はレジ管理を行う。</li><li>* 自店舗のシャッターを閉める。</li><li>* 避難誘導班の指示に従い活動を行う。</li></ul>

(4) 避難場所及び避難経路

避難経路については、中之島地下街及び中之島フェスティバルタワーの消防計画を準用する。

(5) 誘導方法及び留意事項

誘導方法及び留意事項については、中之島地下街及び中之島フェスティバルタワーの消防計画に明記されている計画に準ずる。

(6) 来街者・従業員等に対する放送及び案内の内容

【館内放送】

内 容
(台風：浸水の恐れがあるとき) ※ 台風〇〇号の影響により、周辺道路の水かさが増して店内に侵入するおそれがあります。 お買い物中のお客様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、係員の指示に従い速やかに避難していただくようお願いいたします。
(河川水位上昇：避難勧告が発令されているとき) ※ 現在、淀川の河川水位が上昇していることに伴い、大阪市から避難勧告が発令されております。お買い物中のお客様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、係員の指示に従い速やかに避難していただくようお願いいたします。
※ 階段により避難してください。なお、エレベーター・エスカレーターは停止をいたしますのでご使用をお控えください。なお、連絡地下道および地上外部は大変危険となっておりますので、避難をお控えください。
※ 避難に当たっては、係員の指示する方向へゆっくりとお進みください。また、避難にあたり援護が必要な方、および、避難に当たり援護が必要な方をお見かけした方はお近くの係員にお伝えください。

(大津波警報が発表された時)

- ※ 大津波警報が発表され、本日〇〇時〇〇分に大阪市から上町台地西側に避難勧告が出されました。  
警備員の指示に従い直ちに地下街から避難していただくようお願いします。  
各店舗の皆様は直ちにお客様の避難誘導にあたるとともに速やかに閉店してください。
- ※ 避難誘導を終了した店舗自衛消防隊及び店舗の方々は、各店舗の火の元点検を今一度実施し、店舗のシャッターを閉鎖後、中之島フェスティバルタワー2階以上の階に避難してください。

#### 【現地案内】

内	容
	※ 避難先は、中之島フェスティバルタワー等の2階以上となっております。大変危険ですのでゆっくりと〇〇階段へお進みください。
	※ エレベーター・エスカレーターは停止をいたしますので、避難をお控えください。
	※ 連絡地下道及び地上外部は、大変危険となっておりますので、避難をお控えください。
	※ 避難に当たり援護が要する方及び避難に援護が必要な方を見かけられた方は、お近くの警備員までお申し出ください。

## 第4部 浸水防止に関する活動

### 1 防水板及び土嚢等の設置基準

- (1) 大雨特別警報が発表され、中之島周辺道路が冠水し、60mm以上の降雨が続くことが予測され、現地緊急対策室長が必要と認めた場合
  - ア. 速やかに中之島フェスティバルタワー敷地北東の地下駐輪場昇降機入口に防水板を設置する。
  - イ. 避難完了後サンクンガーデンへの階段入口（南北2か所）に1階床レベルまで土嚢を設置し、立ち入り禁止のバリケードを設置する。
  - ウ. 地下駐車場からの出庫が完了した後、地下駐車場出口（スロープの頂上付近）に土嚢を設置する。
  - エ. 駐車場管理会社により地下駐車場及び地下駐輪場への進入を禁止する。
- (2) 淀川の河川氾濫発生情報が発表された場合
  - ア. 速やかに中之島フェスティバルタワー敷地北東の地下駐輪場昇降機入口に防水板を設置する。
  - イ. 避難完了後サンクンガーデンへの階段入口（南北2か所）に1階床レベルまで土嚢を設置し、立ち入りを禁止のバリケードを設置する。
  - ウ. 駐車場からの出庫完了した後、地下駐車場出口（スロープの頂上付近）に土嚢を設置する。
  - エ. 駐車場管理会社により地下駐車場及び地下駐輪場への進入を禁止する。
- (3) 大津波警報が発表された場合
  - ア. 速やかに中之島フェスティバルタワー敷地北東の地下駐輪場昇降機入口に防水板を設置する。
  - イ. 避難完了後サンクンガーデンへの階段入口（南北2か所）に1階床レベルまで土嚢を設置し、

- 立ち入りを禁止のバリケードを設置する。
- エ. 駐車場からの出庫が完了した後、地下駐車場出口（スロープの頂上付近）に土嚢を設置する。
- オ. 駐車場管理会社により地下駐車場及び地下駐輪場への進入を禁止する。
- (4) その他気象状況から判断し、現地対策室長が必要と認めた場合は、必要に応じて上記（1）から（3）を準用し浸水防止対策を講ずる。

## 第5部 避難安全対策施設整備計画

洪水、津波襲来などの災害に関する情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する主な資器材は第2部 自主水防組織 3. 自衛水防組織装備の別表（防水板・資機材等保管場所等）のとおりであり、日頃からその維持管理に努めなければならない。

また、外水氾濫、内水氾濫及び津波襲来が予測される場合において、時期を失することなく避難誘導及び浸水防止対策を実施するためには、気象情報等の情報収集に必要な資機材、避難誘導に必要な資機材及び浸水防止対策に必要な資機材が常に使用できる状況でなければならない。維持管理の徹底を図るとともに、これらを活用した情報収集、避難誘導及び浸水防止対策の訓練を定期的の実施し有事に備えておく必要がある。

## 第6部 防災教育・訓練の計画

### 1 防災教育の計画

- (1) 防災対策は「自らの命は自らで守る」、「自らの地域は自らで守る」という自主防災が基本であり、そのためには、自衛水防組織の構成員をはじめ、すべての社員やテナント従業員、利用者が平素から備えるべきことについて、地下空間における高齢者や障がい者など援護を要する者への助け合い精神を重点とした防災教育を実施し、自主防災への積極的な取り組みの啓発を図る。

主な防災教育は次のとおりである。

- ア 避難確保計画の周知徹底に関すること
- イ 浸水防止対策の周知徹底に関すること
- ウ 防災体制の周知徹底に関すること
- エ 水害等に関する事項の周知徹底に関すること
- オ その他防災管理上必要な事項

- (2) 防災教育・訓練の実施は次による。

防災教育・訓練スケジュール			
区分	実施月	実施要領等	備考
防火防災管理業務に従事する者	5月	関係法令及び防災管理に関する資料をもとに研究会、講習会を行う。	自衛水防組織構成員
従業員・テナント社員 (図上訓練)	5月	配付資料による図上訓練を行い、実地訓練の準備を行う。	消防訓練等の打ち合わせ時に行う。
従業員・テナント社員 (実地訓練)	6月	教育内容に基づき消防訓練、水防訓練や水防資機材点検整備訓練等の実地における訓練を実施する。	地下街全体で行う。

## 2 防災訓練の計画

### (1) 訓練の内容

地下空間浸水対策を念頭に水防訓練、情報伝達訓練、避難訓練などの各種訓練を行う。

図上訓練は参加者が、テーブルに広げられた地図を囲み地下空間が浸水したと想定して討議し、水防に対する意見や問題を参加したものが共通認識する。

実地訓練は実際の災害を想定した訓練であり、事前に配付する資料により、水防訓練、情報伝達訓練、避難訓練を行う。

### (2) 図上訓練

図上訓練により地下空間が浸水したと想定したシミュレーションを通じて、参加者が水防に対する意見や問題を共通認識する。また、図上訓練を経た上で実地訓練に反映させる。

図上訓練の方法は下記のとおりとする。

#### ア 実施時期

消防訓練等の打ち合わせ時

#### イ 参加者

地下街テナント代表者及び朝日ビルディング・朝日建物管理警備員の構成により実施する。

#### ウ 訓練の内容

参加者自身の所在が判別できる縮尺の図面（事前配布）を参加者全員で囲み下記の討議を行う。

- ・事前準備 : 地下空間施設に浸水した場合に被害を被る施設や問題の抽出  
(事前に対応すべき事項の抽出)
- ・浸水防止 : 地下空間施設に浸水を防止するためのとるべき行動  
(誰が、何時、何処で、何をするか)
- ・情報伝達 : 行政から入る情報をどのように受信するか。情報を正しく従業員等の関係者や地下施設利用者に伝達する方法。  
(誰が、何時、何処で、どのようにするか)
- ・避難誘導 : 地下空間施設より避難先へ安全に避難してもらうためにとるべき行動  
(誰が、何時、何処で、何をするか)
- ・浸水排除 : 地下空間が浸水した後の浸水排除や清掃等の水防活動  
(誰が、何時、何処で、何をするか)
- ・人命救助救出 : 地下空間施設に取り残された人の確認と救出するためにとるべき行動  
(誰が、何時、何処で、何をするか)

### (3) 実地訓練

実地訓練は浸水を想定した訓練であり、浸水防止訓練、情報伝達訓練、避難訓練の模擬演習を消防訓練や水防資機材点検整備訓練等を通じて行う。

実地訓練の方法は以下のとおりとする。

#### ア 実施時期

消防訓練は原則として春・秋の2回実施されるが、1回は防災訓練を併せて実施される。この防災訓練に併せて、津波避難訓練（洪水避難訓練）を併せて実施する。

水防資機材点検整備訓練は、梅雨のシーズン前である5月又は6月とする。

浸水防止対策等訓練は台風シーズンを前にした9月ごろに止水板設置、土嚢積み上げ訓練を実施する。

#### イ 参加者及び主催者

対策室を構成する朝日ビルディングが主催し、参加者は朝日建物管理警備員、中之島地下街代表者及び中之島フェスティバルタワーに勤務する関係者とする。

#### ウ 訓練の内容（消防計画に準じる）

- \* 動員訓練 -----連絡網を通じて所定の場所に動員する。
- \* 対策室設置訓練-----水防対策本部の人員、資材器材

- \* 浸水防止訓練-----防水板の設置、土嚢の積み上げ訓練
- \* 情報収集訓練-----情報の収集
- \* 情報伝達訓練-----被害状況等の情報の収集、伝達及び119通報訓練
- \* 避難誘導訓練-----避難誘導、災害時要援護者の援護訓練
- \* 救出救護訓練-----人命救助、救急処置訓練

### 3 施設・資機材点検計画

防災センター要員及び作業班員は、水防資機材点検整備訓練及び実地訓練前に水防資機材（別表1（防止板・資機材等保管場所等））の点検整備を行う。

また、建物点検時に併せて、定期的により下記の内容を実施する。

- \* 防水板設置個所の点検、整備
- \* 雨水・湧水ピットの状況確認
- \* 排水ポンプ等の点検、整備
- \* 排水溝等の点検清掃

## 第7部 雑 則

附則1 本計画は平成19年3月1日より実施する。(制定)

附則2 本計画は平成26年3月7日より実施する。(一部改正)

津波災害対策の追加

自衛水防組織、浸水防止対策の追加（平成25年7月1日改正水防法施行に伴う）